緑の基本計画における 文化的サービスの位置付けに関する研究

研究背景及び目的

≪背景≫

- 環境問題が懸念される中、生物多様性の恵みである生態系サービスが注目され、中でも生態系から得られる精神的な充足やレクリエーションの機会の提供を指す、文化的サービスが着目されている。
- 緑の基本計画においても生物多様性の観点が重視されるが、人との関わりの深い文化的サービスの推進が課題となっている。

≪目的≫

緑の基本計画において文化的サービスの捉えられ方を明らかにすることで、都市における文化的サービスの推進に向けた今後の課題を探る。

対象計画の設定

≪生物多様性地域戦略のレビュー (環境省、2017) ≫

各自治体の生物多様性地域戦略に文化的サービスに関する記載が確認された146都市



《「緑の基本計画」の優良事例40選(日本公園緑地協会、国交省、2013)》 内容や策定プロセス等の優れているとされる「緑の基本計画」の優良事 例40選に選定された都市

≪対象: 13都市の緑の基本計画≫

埼玉県さいたま市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、千葉県柏市、 千葉県市原市、東京都港区、東京都大田区、東京都世田谷区、 静岡県浜松市、愛知県名古屋市、兵庫県明石市、福岡県福岡市、 鹿児島県鹿児島市

≪生物多様性地域戦略のレビューにおける文化的サービスの選択≫生物多様性地域戦略のレビューにおける「生態系サービスの判断基準」から文化的サービスの項目を選択



≪福岡市・横浜市の生物多様性地域戦略の検証≫

生物多様性地域戦略のレビューの調査結果より、特に文化的サービスに 関する記載が確認された福岡市と横浜市が策定した生物多様性地域戦略 における、実際の記載文章を検証



≪文化的サービスの判断基準≫

No.	項目名	判断基準
1		地域の自然から生み出される生態系サービスを教育に活用するもの。地域の自然や生物を教育の材料にする場合など、学校教育・社会教育を問わず、自然を体験し学ぶことに限る。 (例:教材、体験学習、食育、環境教育*・環境学習、出前講座、学習ツール)
2	/ <i>*/</i>	地域の自然から生み出される生態系サービスをレクリエーションに活用するもの。主に地域住民に向けたものである場合に該当し、自然とのふれあいを通して人々を楽しませるものに限る。 (例:レジャー、散策、休養、体験学習)
3	健康・医療	地域の自然から生み出される生態系サービスを健康・医療など、健康づくりに活用するもの。 (例:森林セラピー、病院、老人ホームの誘致)
4	注環児の 快適性	地域の自然から生み出される生態系サービスを住環境の快適性に活用するもの。ただし、生物の生 息環境創出が主目的である場合などを除く。(例:都市の緑化、二地域居住、地域のシンボル形成、 良好な都市景観形成、緑の街づくり、魅力形成、賑わいづくり)
5	三次産業 への活用 (観光業)	地域の自然から生み出される生態系サービスを観光の振興に活用しているもの。 (例:エコツアーの推進、観光施設の整備、ガイドの認定制度、観光のプログラムの整備等)
6	三次産業 への活用 (その他)	地域の自然から生み出される生態系サービスを観光業以外の三次産業の振興に結び付けるもの。 (例:飲食業、新規ビジネス)
7	地産地消	地域内の需要を地域の農林水産物等でまかなうといった地産地消の促進を示すもの。
8	食文化	地域の自然から生み出される生態系サービスを食文化の継承・維持に活用するもの。 (例:郷土料理・食材、伝統食)
9	= -	地域の自然から生み出される生態系サービスを工芸品や伝統的技術・技法などの継承・維持に活用 するもの。 (例:漆塗り)
10	行事・祭事	地域の自然から生み出される生態系サービスを行事、祭事その他社会的な慣習の継承に活用するも の。 (例:祭り、イベント)

No.	項目名	判断基準
1	教育	地域の自然から生み出される生態系サービスを教育に活用するもの。地域の自然や生物を教育の材料にする場合など、学校教育・社会教育を問わず、自然を体験し学ぶことに限る。 (例:教材、体験学習、食育、環境教育*・環境学習、出前講座、学習ツール)

教育

地域の自然から生み出される生態系サービスを教育に活用するもの。地域の自然や 生物を教育の材料にする場合など、学校教育・社会教育を問わず、自然を体験し学 ぶこと。

(例:教材、体験学習、食育、環境教育、環境学習、出前講座、学習ツール)

5	への活用 (観光業)	(例:エコツアーの推進、観光施設の整備、ガイドの認定制度、観光のプログラムの整備等)	
6	三次産業への活用(その他)	地域の自然から生み出される生態系サービスを観光業以外の三次産業の振興に結び付けるもの。 (例:飲食業、新規ビジネス)	
7	地産地消	地域内の需要を地域の農林水産物等でまかなうといった地産地消の促進を示すもの。	
8	食文化	地域の自然から生み出される生態系サービスを食文化の継承・維持に活用するもの。 (例:郷土料理・食材、伝統食)	
9	工芸品	地域の自然から生み出される生態系サービスを工芸品や伝統的技術・技法などの継承・維持に活用 するもの。 (例:漆塗り)	
10	行事・祭事	地域の自然から生み出される生態系サービスを行事、祭事その他社会的な慣習の継承に活用するも の。(例:祭り、イベント)	

No.	項目名	判断基準
1		地域の自然から生み出される生態系サービスを教育に活用するもの。地域の自然や生物を教育の材料にする場合など、学校教育・社会教育を問わず、自然を体験し学ぶことに限る。 (例:教材、体験学習、食育、環境教育*・環境学習、出前講座、学習ツール)
2		地域の自然から生み出される生態系サービスをレクリエーションに活用するもの。主に地域住民に 向けたものである場合に該当し、自然とのふれあいを通して人々を楽しませるものに限る。 (例:レジャー、散策、休養、体験学習)

レクリエーション

地域の自然から生み出される生態系サービスをレクリエーションに活用するもの。 主に地域住民に向けたものである場合に該当し、自然とのふれあいを通して人々を 楽しませるもの。

(例:レジャー、散策、休養、体験学習)

6	三次産業 への活用 (その他)	地域の自然から生み出される生態系サービスを観光業以外の三次産業の振興に結び付けるもの。 (例:飲食業、新規ビジネス)
7	地産地消	地域内の需要を地域の農林水産物等でまかなうといった地産地消の促進を示すもの。
8	食文化	地域の自然から生み出される生態系サービスを食文化の継承・維持に活用するもの。 (例:郷土料理・食材、伝統食)
9	上云品	地域の自然から生み出される生態系サービスを工芸品や伝統的技術・技法などの継承・維持に活用 するもの。 (例:漆塗り)
10	行事・祭事	地域の自然から生み出される生態系サービスを行事、祭事その他社会的な慣習の継承に活用するも の。(例:祭り、イベント)

緑の基本計画における文化的サービスの整理方法

福岡市 新・緑の基本計画 p.117

(3) エコロジカルネットワークを形成する様々な緑を充実させる

①樹林地の保全・管理

<施策の基本的考え>

市街化区域内や郊外に残された身近な生物とのふれあいの場である良好な樹林地を、特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定や、市民緑地の設置・新たな緑地保全手法の活用などにより保全します。

また、管理が不十分で竹林化するなど荒廃している樹林地について、地権者の管理を促進する方策、地権者の協力を得ながら市民や企業との共働により再生・管理する取組を検討します。

<主な事業・制度【担当】>

- ○特別緑地保全地区 【住宅都市局】
- ○緑地保全林地区 【住宅都市局】
- 〇市民緑地の指定 【住宅都市局】
- ○民間活力を活用した私 有樹林地の保全手法の 検討【住宅都市局】
- ○市民参加による緑地 の保全・管理活動の充 実【住宅都市局】
- ○新たな緑地保全手法 の検討

【住宅都市局】

〇生き物のにぎわい創 造事業【環境局】

②ビオトープ*型の公園整備

<施策の基本的考え>

都市公園等において、生物の好む樹種や生物の生息・生育に 主眼をおいた植生を再生したりするなど、貴重な自然の生態系 保全に配慮した公園づくりを行います。

<主な事業・制度【担当】>

- ○都市公園の整備【住宅都市局】
- 〇公**園再整備事業** 【住宅都市局】

※:ここでは、「人工的につくられた、野生生物の生息・生育空間」のことを指します。(本来の意味は、樹林・河川・農地・市街地・海岸等のさまざまな野生生物の生息・生育空間のことです。)

緑の基本計画における文化的サービスの整理方法

福岡市 新・緑の基本計画 p.117

(3) エコロジカルネットワークを形成する様々な緑を充実させる

①樹林地の保全・管理

<施策の基本的考え>

市街化区域内や郊外に残された身近な生物とのふれあいの場である良好な樹林地を、特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定や、市民緑地の設置・新たな緑地保全手法の活用などにより保全します。

また、管理が不十分で竹林化するなど荒廃している樹林地について、地権者の管理を促進する方策、地権者の協力を得なが

<主な事業・制度【

- ○特別緑地保全¹ 【住宅都市局】
- ○緑地保全林地[【住宅都市局】
- 〇市民緑地の指記
 - 【住宅都市局】
- ○民間活力を活用した私 有樹林地の保全手法の

市街化区域内や郊外に残された身近な生物とのふれあいの場である良好な樹林地を、特別緑地保全地区、緑地保全地区の指定や、市民緑地の設置・新たな緑地手法の活用などにより保全します。

〈文化的サービスの項目〉

教育、レクリエーション、 健康・医療、住環境の快適性、 三次産業への活用(観光業)、 三次産業への活用(その他)、 地産地消、食文化、

〈方法〉

工芸品、行事・祭事

保全、創出 活用、普及啓発

〇生き物のにぎわい創

造事業【環境尸】

②ビオトープ*型の公園整備

<施策の基本的考え>

都市公園等において、生物の好む樹種や生物の生息・生育に 主眼をおいた植生を再生したりするなど、貴重な自然の生態系 保全に配慮した公園づくりを行います。 <主な事業・制度【

- ○都市公園の整(【住宅都市局】
- 〇公園再整備事業

【住宅都市局】

〈対象〉

公園、街路樹 公共施設緑地、民間施設緑地、 農地、水辺地、森林・樹林地

※:ここでは、「人工的につくられた、野生生物の生息・生育空間」のことを指します。(本来の意味は、樹林・河川・農地・市街地・海岸等のさまざまな野生生物の生息・生育空間のことです。)

緑の基本計画における文化的サービスの整理方法

福岡市 新・緑の基本計画 p.117

(3) エコロジカルネットワークを形成する様々な緑を充実させる

①樹林地の保全・管理

<施策の基本的考え>

市街化区域内や郊外に残された身近な生物とのふれあいの場である良好な樹林地を、特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定や、市民緑地の設置・新たな緑地保全手法の活用などにより保全します。

また、管理が不十分で竹林化するなど荒廃している樹林地について、地権者の管理を促進する方策、地権者の協力を得なが

<主な事業・制度【

- ○特別緑地保全¹ 【住宅都市局】
- ○緑地保全林地[【住宅都市局】
- 〇市民緑地の指記
 - 【住宅都市局】
- 〇民間活力を活用した私 有樹林地の保全手法の

市街化区域内や郊外に残された身近な生物とのふれあいの場である良好な樹林地を、特別緑地保全地区、緑地保全地区の指定や、市民緑地の設置・新たな緑地手法の活用などにより保全します。

〈文化的サービスの項目〉

教育、レクリエーション、 健康・医療、住環境の快適性、 三次産業への活用(観光業)、

- 三次産業への活用(その他)、地産地消、食文化、
- 工芸品、行事・祭事

〈方法〉

保全、創出 活用、普及啓発

VITT - C-JB 1 14 NEW T

【解析方法】

都市ごと:単純集計

文化的サービスの項目ごと:対象と方法のクロス集計

各樹

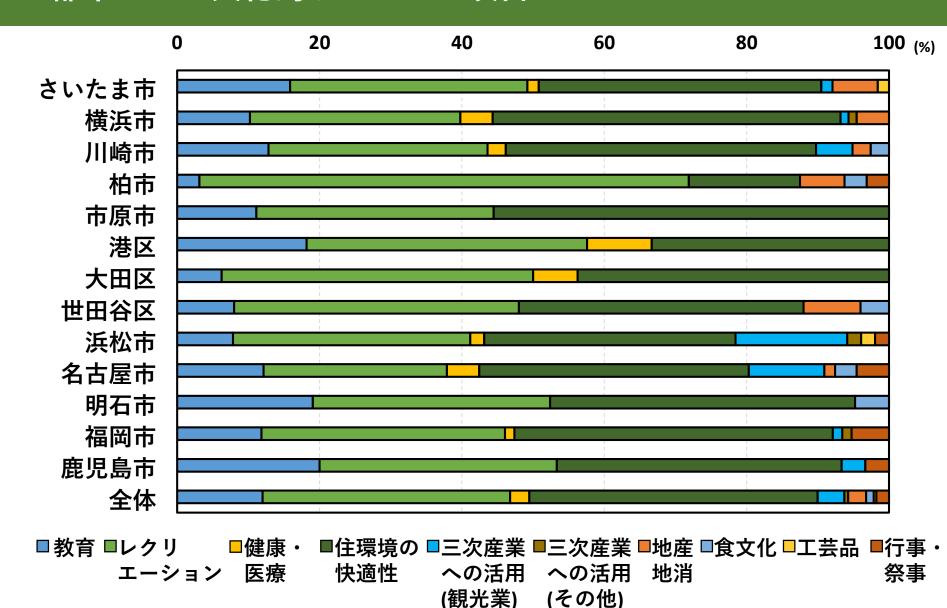
录地、民間施設緑地、

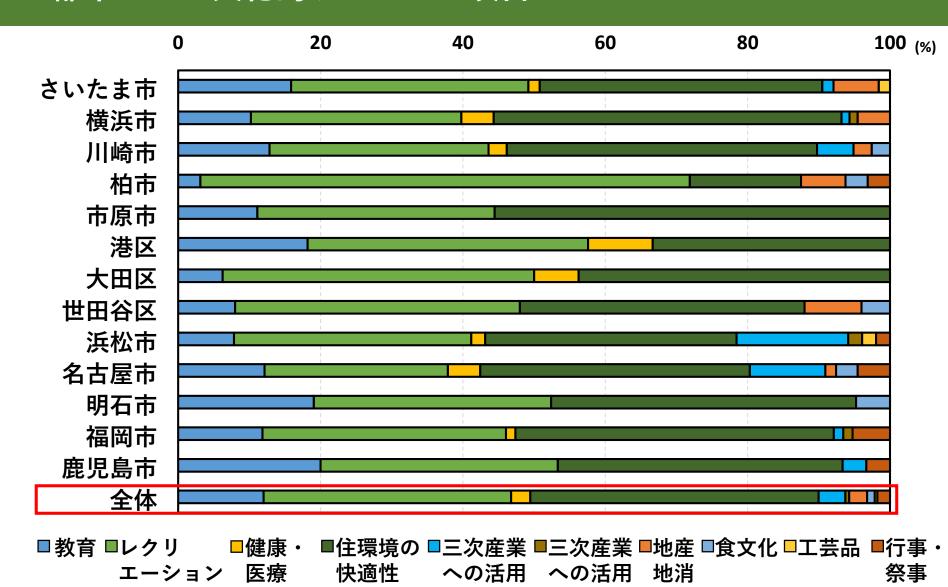
農地、水辺地、森林・樹林地

主眼をおいた植生を再生したりするなど、貴重な自然の生態系保全に配慮した公園づくりを行います。

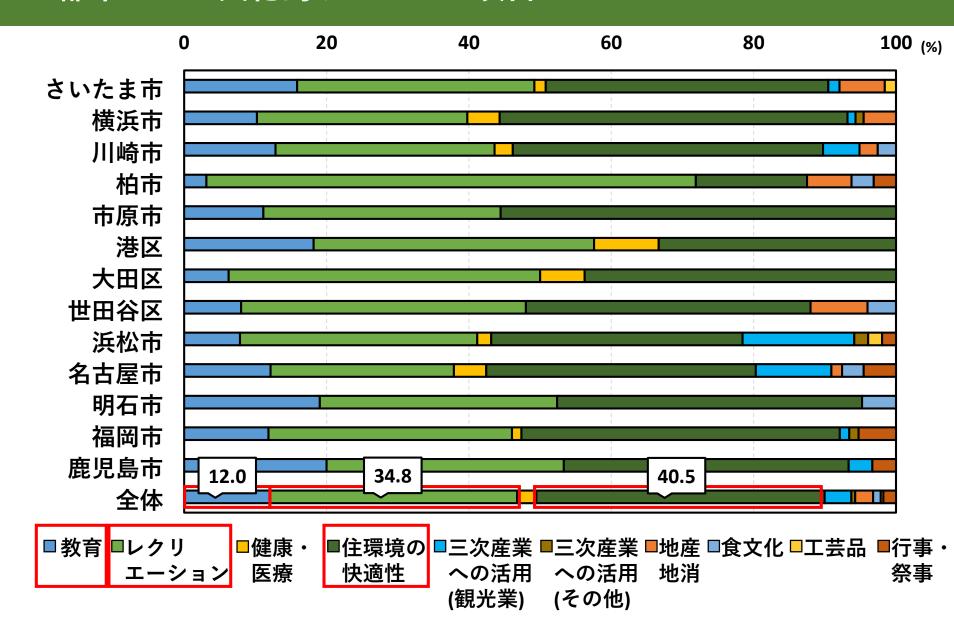
【住名都中局】 〇公園再整備事: 【住字都市局】

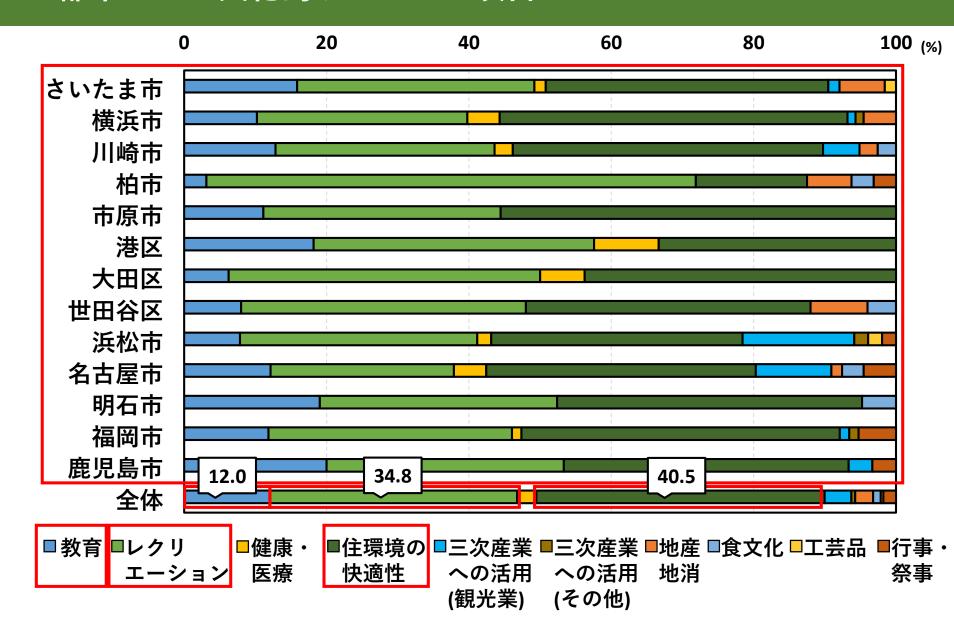
※: ここでは、「人工的につくられた、野生生物の生息・生育空間」のことを指します。(本来の意味は、樹林・河川・農地・市街地・海岸等のさまざまな野生生物の生息・生育空間のことです。)

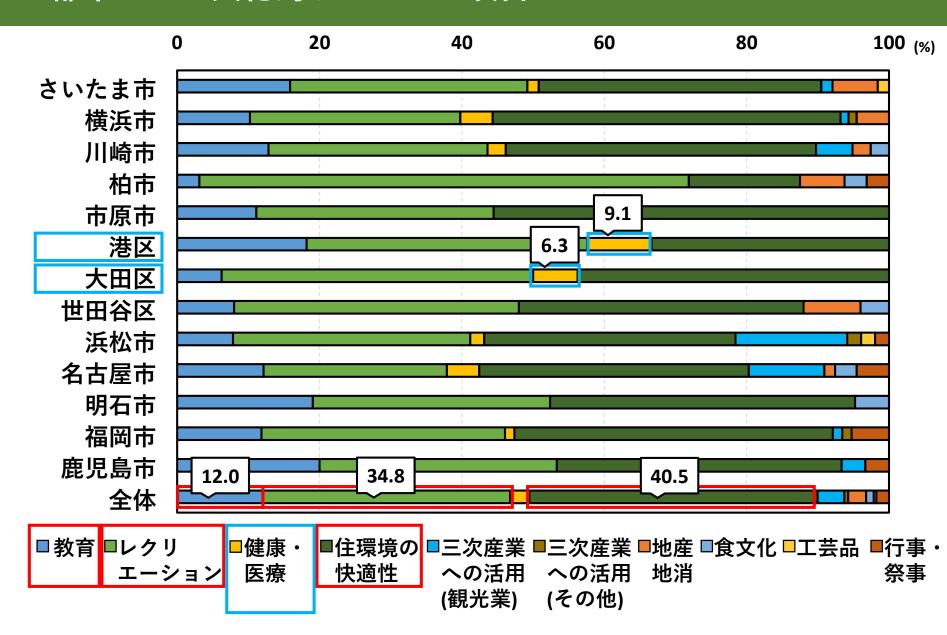


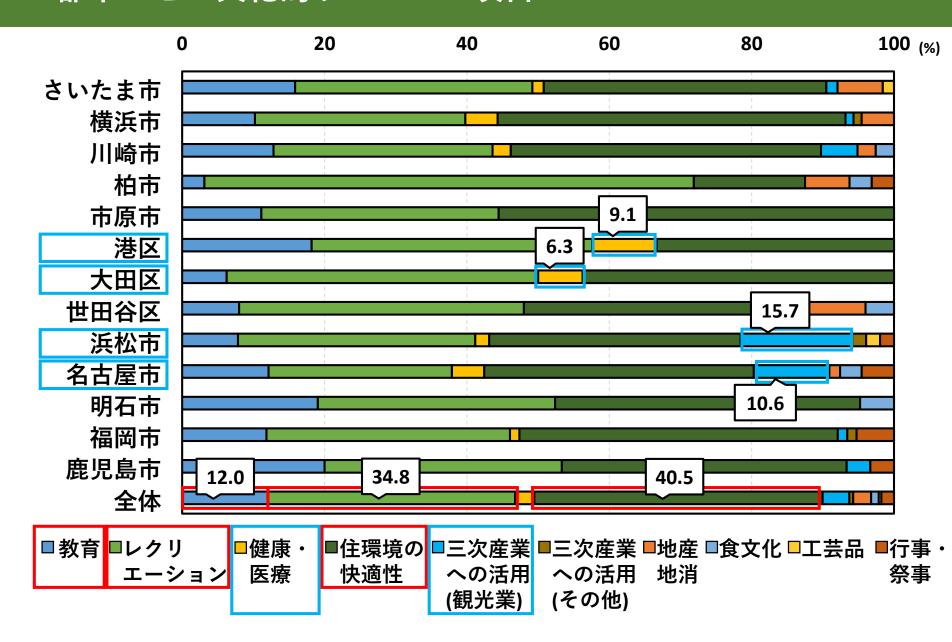


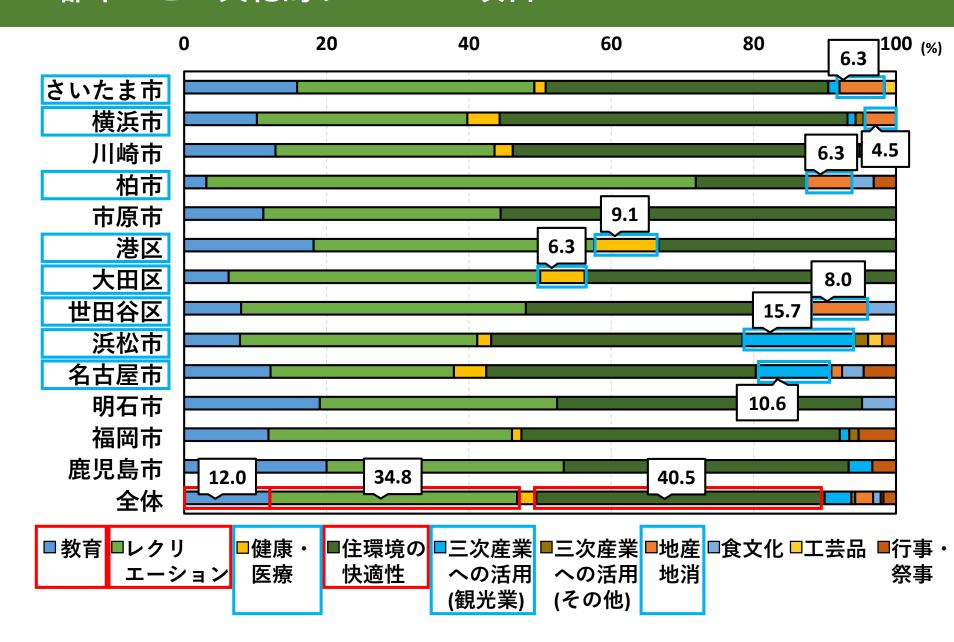
(観光業) (その他)

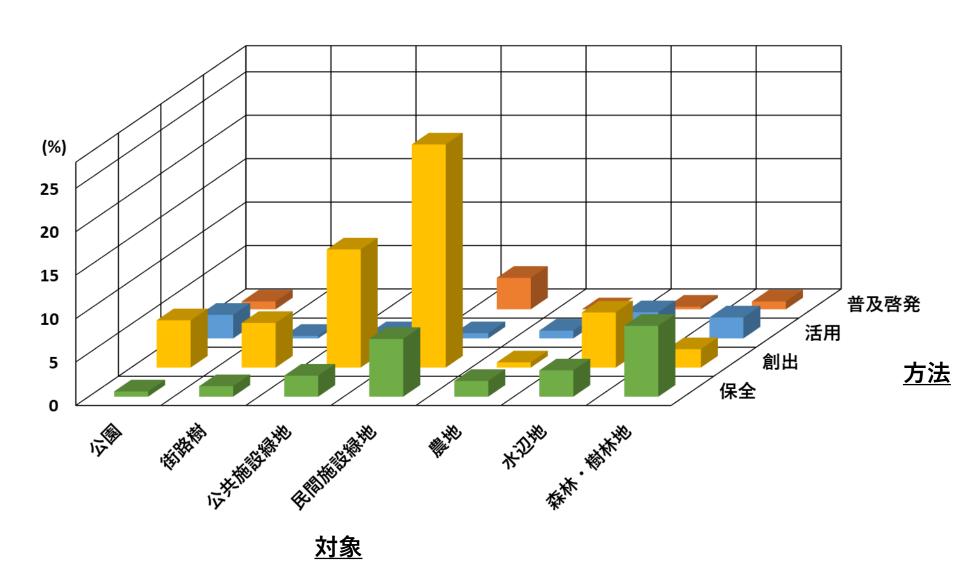


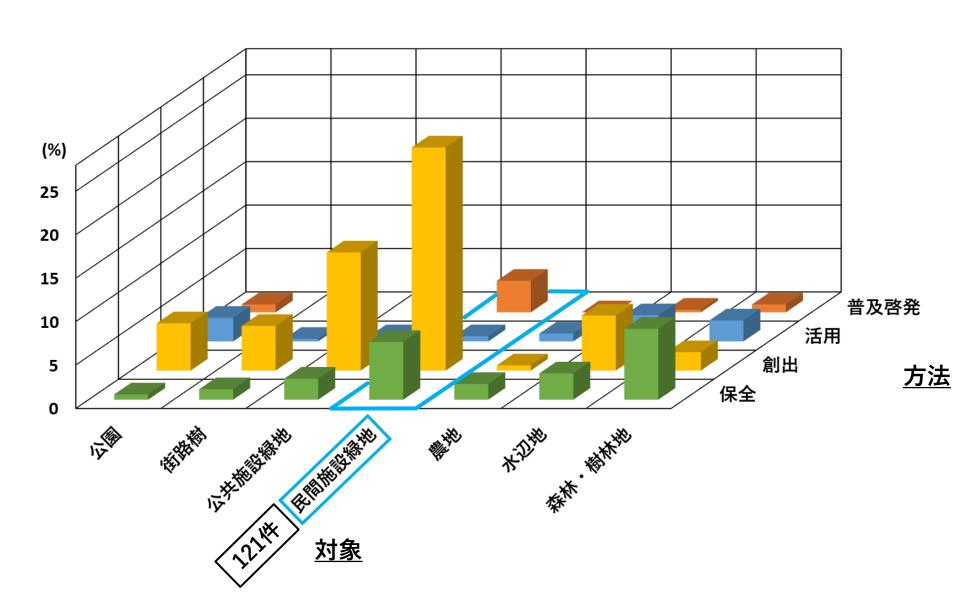


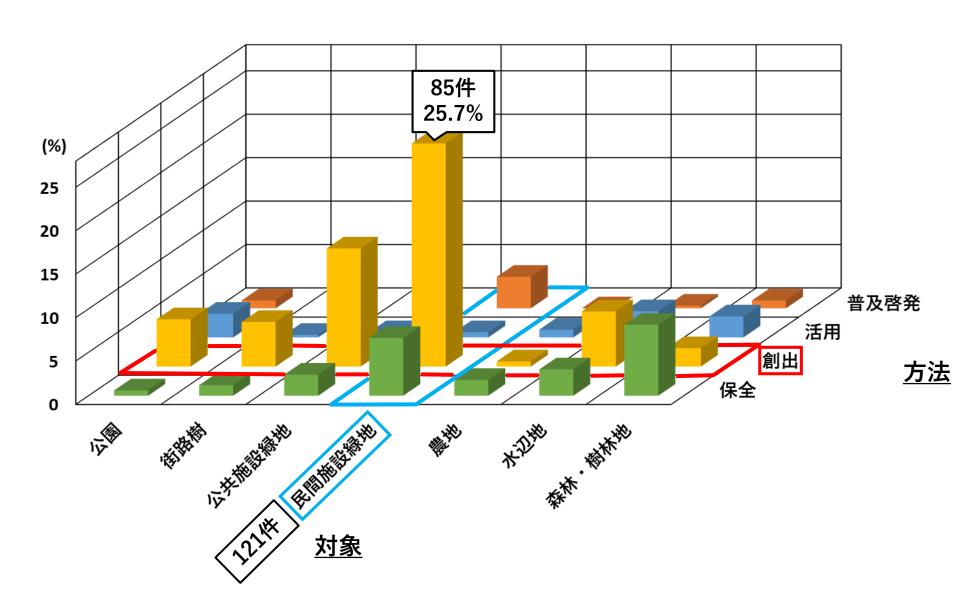


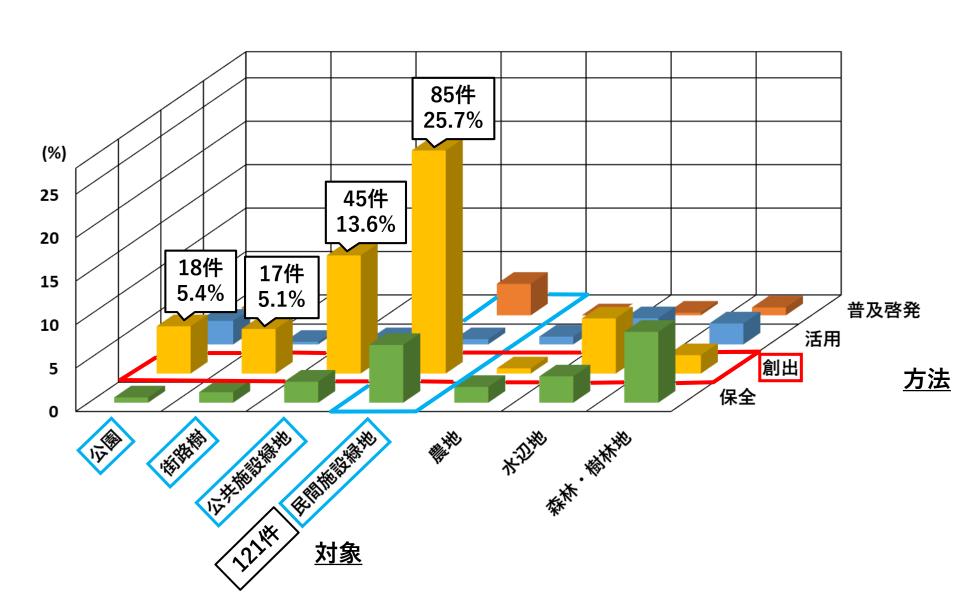


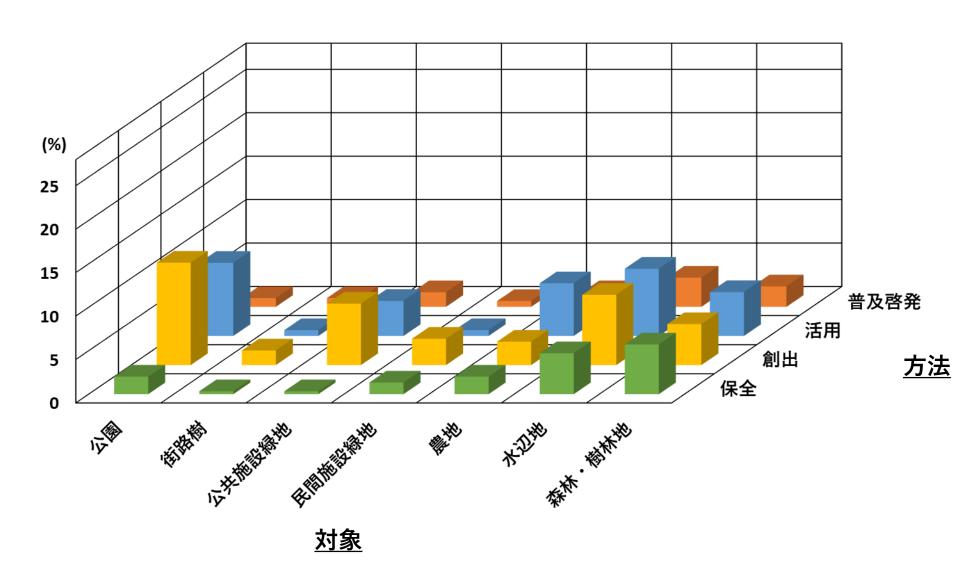


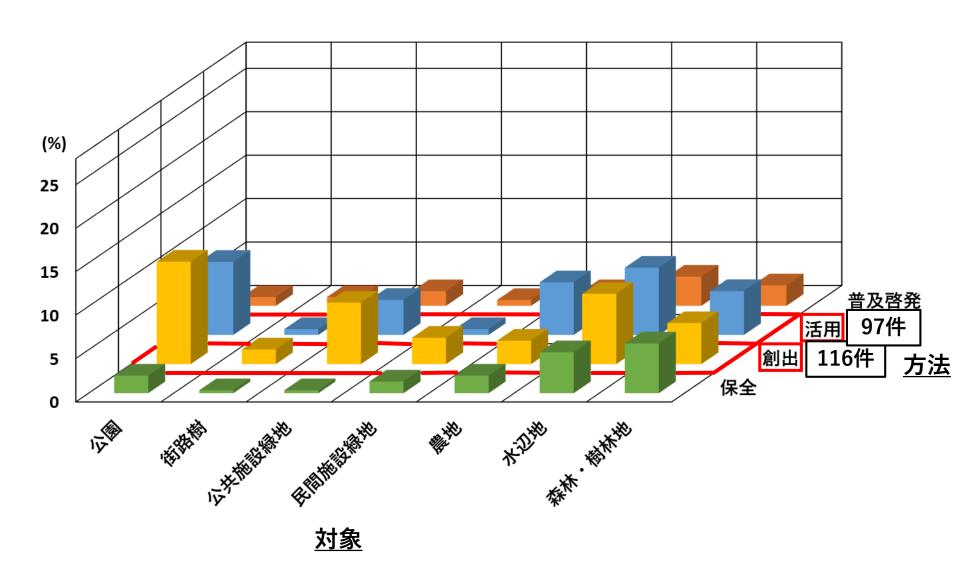


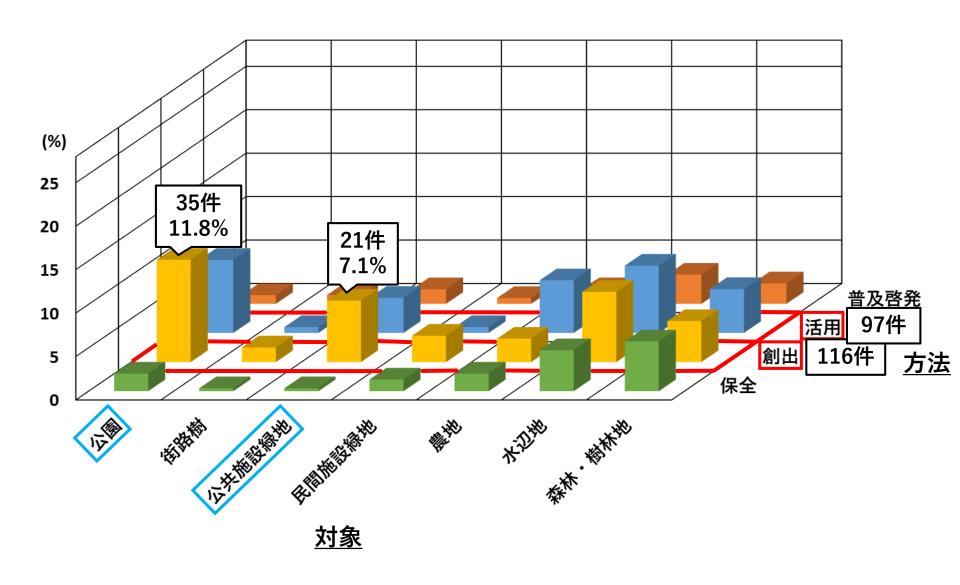


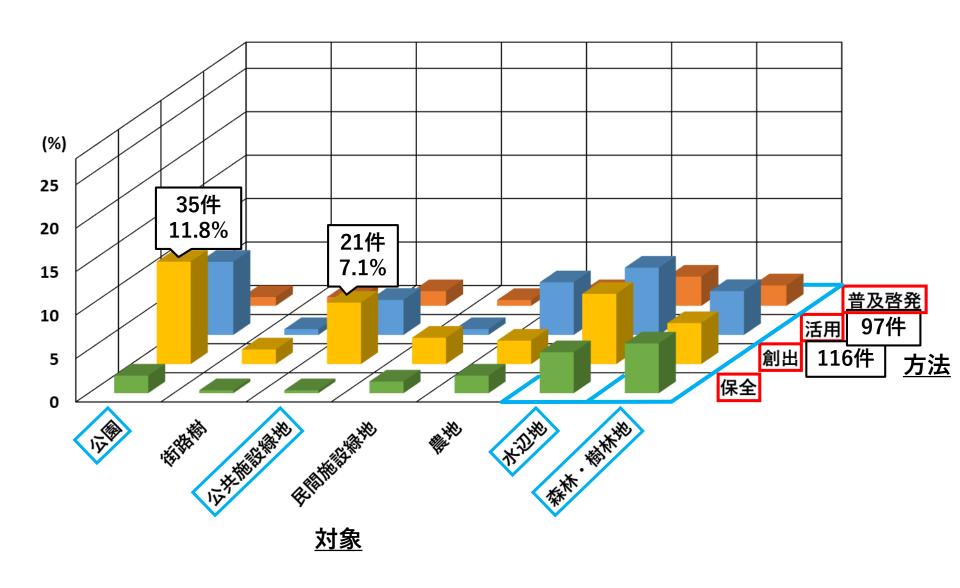




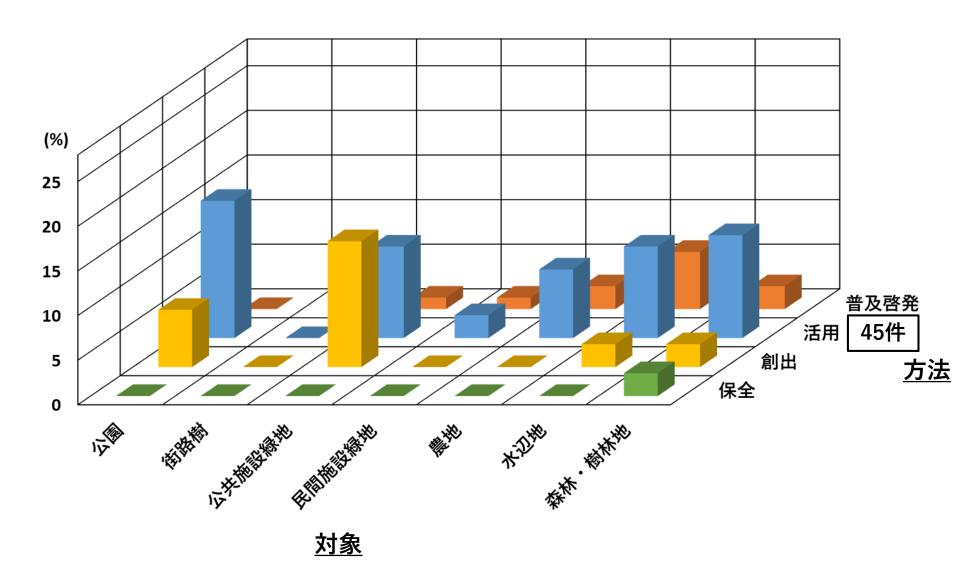




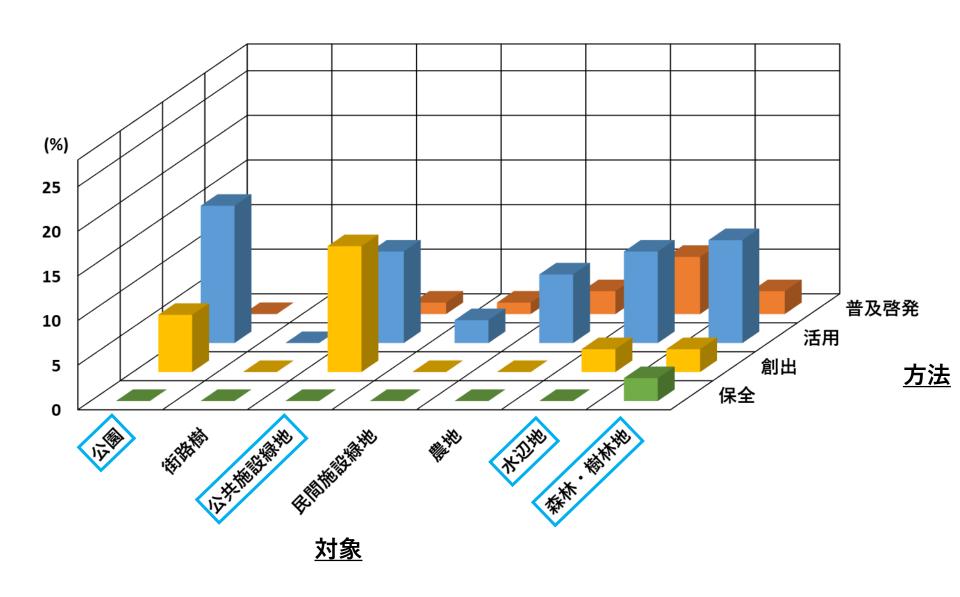




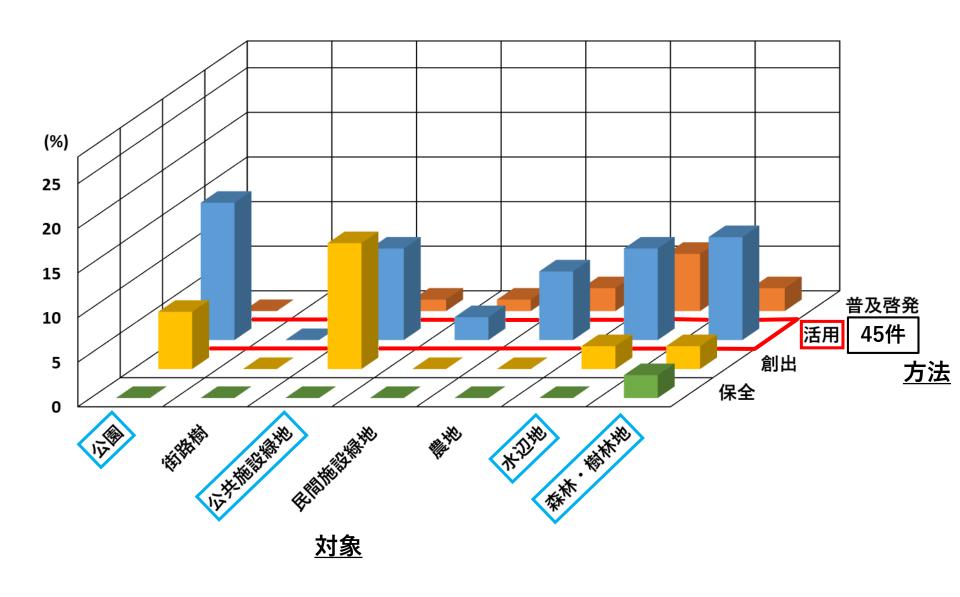
文化的サービスの項目ごと:教育(n=78)

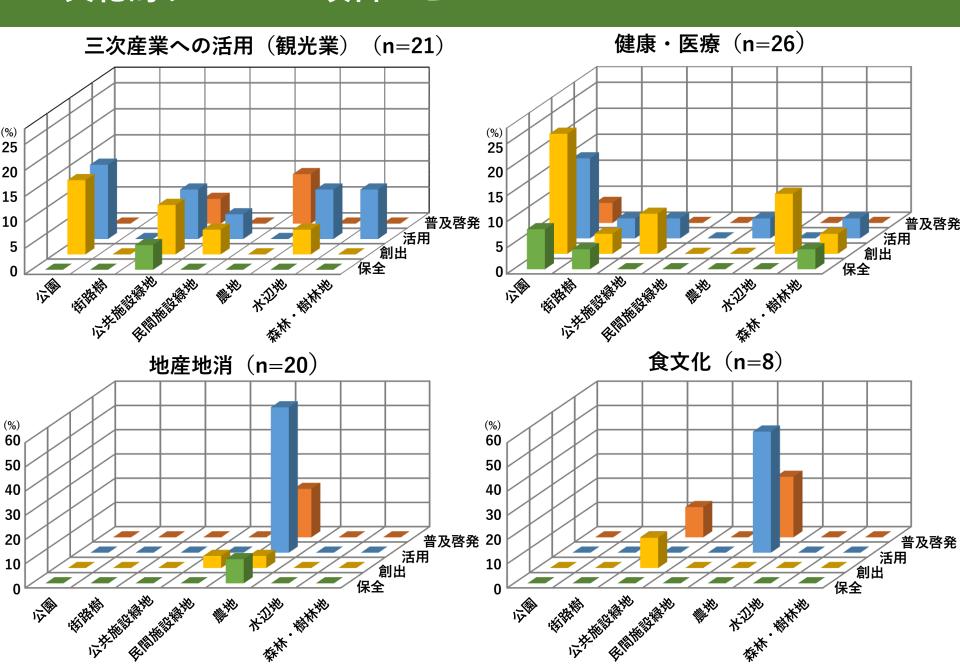


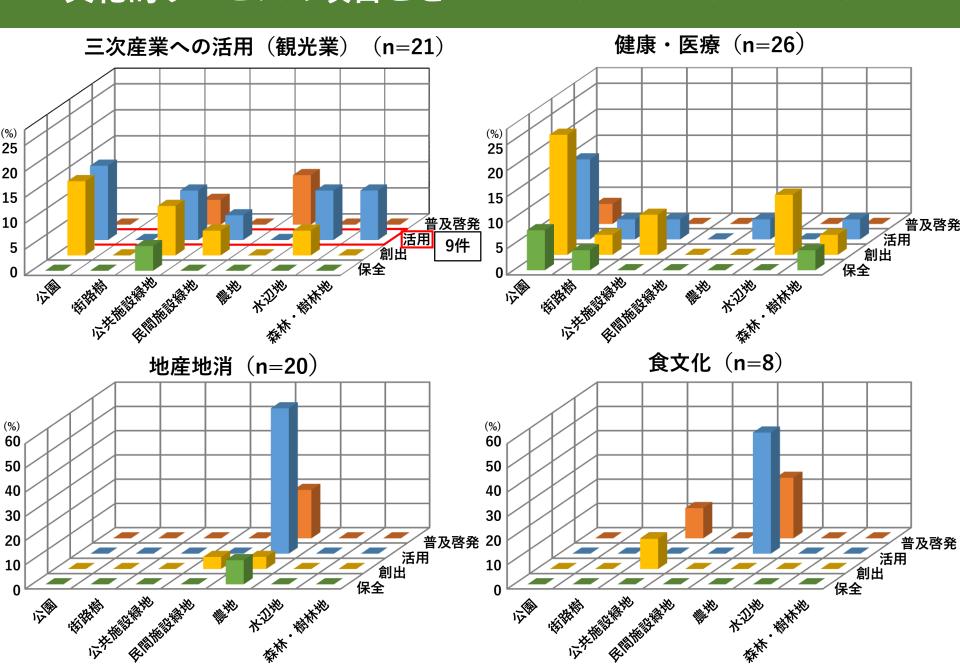
文化的サービスの項目ごと:教育 (n=78)

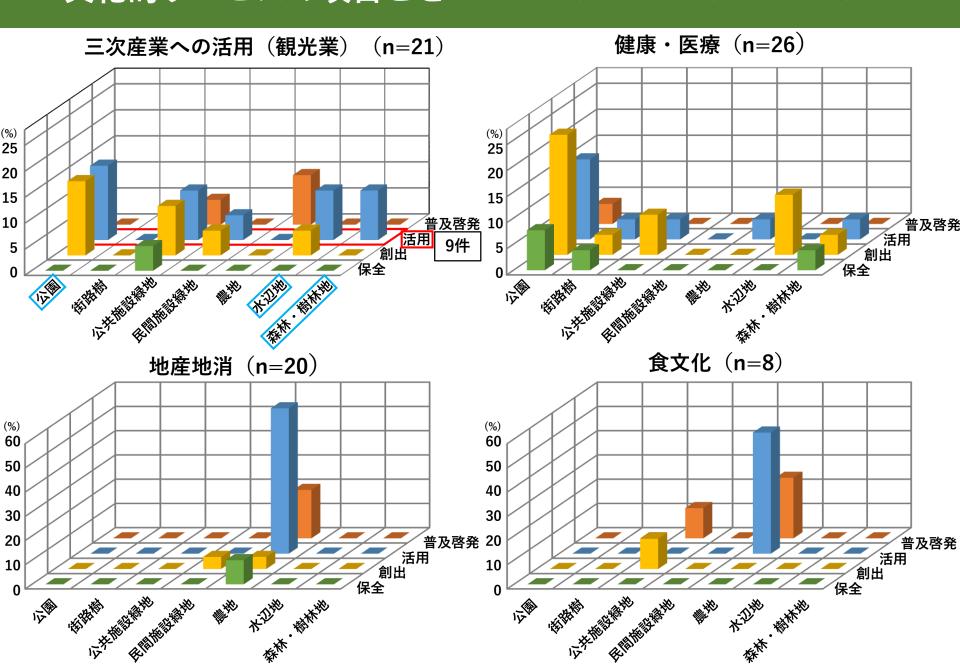


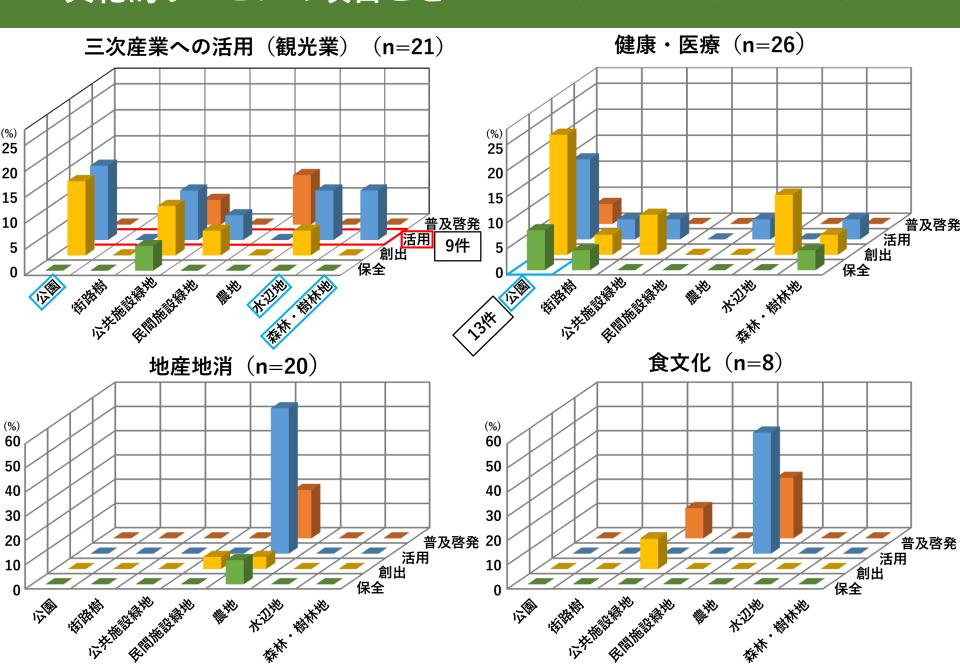
文化的サービスの項目ごと:教育 (n=78)

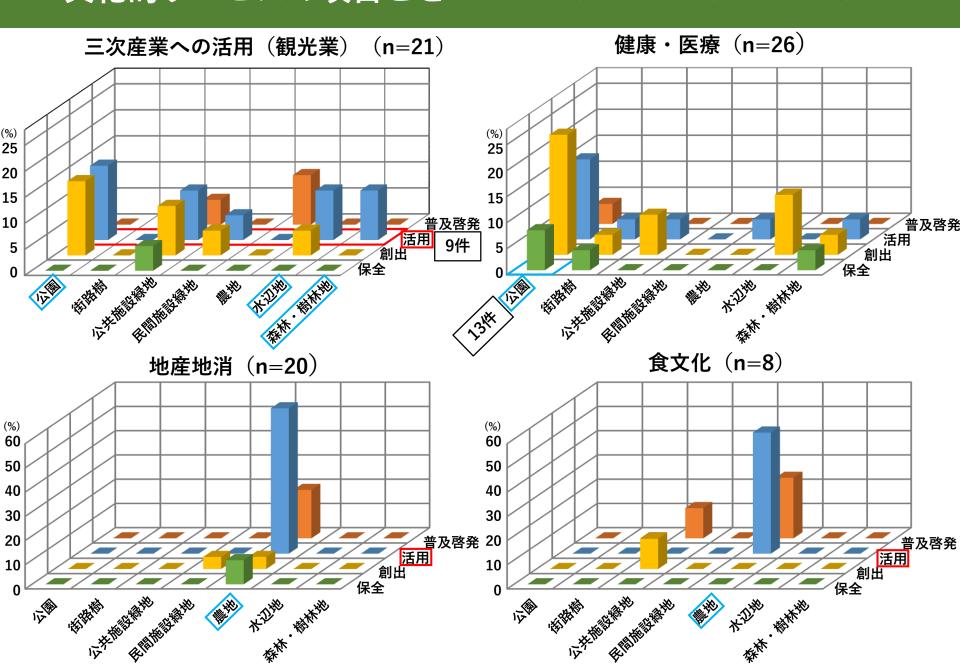












まとめ

緑の基本計画における文化的サービスの捉えられ方

- ◆ 住環境の快適性やレクリエーション、教育に関する施策が多い
 - > 住環境の快適性:民間施設緑地の創出
 - ▶ レクリエーション:公園や公共施設緑地の創出や活用
 - > 教育:公園、公共施設緑地、水辺地、森林・樹林地の活用
- ◆ 一方で、観光業や健康・医療、地産地消や食文化に関する施策は限られている

- ≪今後の緑の基本計画を活用した文化的サービスの推進課題≫
 - > 観光業:公園、水辺地や森林・樹林地の活用よる推進
 - **▶ 健康・医療:公園を対象とした施策の推進**
 - ▶ 地産地消、食文化:農地の活用による推進